総合口座取引規定

新湊信用金庫

１．（総合口座取引）

（１）次の各取引は、総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。

① 普通預金（無利息型普通預金を含みます。以下同じ。）

② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）および変動金利定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。）

③ 上記②の定期預金を担保とする当座貸越

（２）普通預金については、単独で利用することができます。

（３）前記（１）①から②までの各取引については、この規定の定めによるほか、当金庫の当該各取引の規定により取扱います。

２．（取扱店の範囲）

（１）普通預金は、取引店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。

（２）定期預金の預入れは当金庫所定の金額以上とし、定期預金の預入れ、解約または書替継続は取引店のみで取扱います。

３．（定期預金の自動継続）

（１）定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は、通帳の定期預金･担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。

（２）継続された預金についても前項と同様とします。

（３）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を取引店に申出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を取引店に申出てください。

４．（預金の払戻し等）

（１）普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに提出してください。

（２）普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。

（３）普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

５．（預金利息の支払い）

（１）普通預金（ただし、無利息型普通預金は除きます。）の利息は、毎年２月と８月の当金庫所定の日に、普通預金に組入れます。

（２）定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

６．（当座貸越）

（１）普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうえ払戻しまたは自動支払いします。

（２）前記（１）による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、この取引の定期預金の合計額の９０％（１，０００円未満は切捨てます。）または２００万円のうちいずれか少ない金額とします。

（３）前記（１）による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れ証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記８．（１）①の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

７．（貸越金の担保）

（１）この取引の定期預金には、後記（２）の順序に従い、その合計額について２２３万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。

（２）この取引の定期預金には、後記８．（１）①の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、預入日（継続をしたときにはその継続日）の早い順序に従い担保とします。

（３）① 貸越金の担保となっている定期預金について解約または（仮）差押があった場合には、前記６．（２）により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の全額を除外することとし、前記（１）および（２）と同様の方法により貸越金の担保とします。

② 上記①の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

８．（貸越金利息等）

（１）① 貸越金の利息は付利単位を１００円とし、毎年２月と８月の当金庫所定の日に、１年を３６５日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。

Ａ．期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合
その期日指定定期預金ごとにその「２年以上」の利率に年０．５０％を加えた利率

Ｂ．自由金利型定期預金（M型）を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金（M型）ごとにその約定利率に年０．５０％を加えた利率

Ｃ．変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合

その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年０．５０％を加えた利率

② 上記①の組入れにより極度額をこえる場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。

③ この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金の残高が零となった場合には、上記①にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。

（２）貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当金庫が定めた日からとします。

（３）当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年１４．６０％（年３６５日の日割計算）とします。

９．（届出事項の変更、通帳の再発行等）

（１）この通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

（２）この通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

（３）この通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫店頭に表示する手数料をいただきます。

10.（成年後見人等の届出）

（１）家庭裁判所の審判により、補助･保佐･後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

（２）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

（３）すでに補助･保佐･後見開始の審判を受けている場合、または任意後見人の選任がなされている場合にも、前記（１）および（２）と同様に、直ちに書面によって届出てください。

（４）前記（１）から（３）の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

（５）前記（１）から（４）の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

11.（印鑑照合等）

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を

負いません。

12.（即時支払）

（１）次の①から④の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がなくても、それらを支払ってください。

① 支払の停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき

② 相続の開始があったとき

③ 前記８．（１）②により極度額をこえたまま６か月を経過したとき

④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき

（２）次の各場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がありしだい、それらを支払ってください。

① 当金庫に対する債務の一つでも返済が遅れているとき

② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

13.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、後記 14.（３）①、②ＡからＦおよび③ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記 14.（３）①、②ＡからＦまたは③ＡからＥの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

14.（取引の制限等）

（１）当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（２）日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法によって届出てください。当該預金者が当金庫に届け出た在留期間が経過したときは、当金庫は入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

（３）前記（１）の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（４）前記（１）から（３）に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

15.（解約等）

（１）普通預金口座を解約する場合には、通帳および印章を持参のうえ、取引店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを

支払ってください。なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金証書（通帳）を発行します。

（２）前記 12.（１）および（２）の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止し、または貸越取引を解約できるものとします。

また、次の①から④の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約できるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、金庫が解約の通知を届出のあった氏名・住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が後記 18.（１）に違反した場合

③ この預金者がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

（３）前記（２）のほか次のいずれかの一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切であると判断した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるのものとします。なお、この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

Ａ　暴力団

Ｂ　暴力団員

Ｃ　暴力団準構成員または暴力団周辺者

Ｄ　暴力団関係企業

Ｅ　総会屋等、エセ右翼、エセ同和等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等

Ｆ　その他ＡからＥに準ずる者

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

Ａ　暴力的な要求行為

Ｂ　法的な責任を超えた不当な要求行為

Ｃ　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

Ｄ　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

Ｅ　その他ＡからＤに準ずる行為

（４）この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が

一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

（５）前記（２）から（４）により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、取引店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

16.（通知等）

届出のあった氏名・住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

17.（差引計算等）

（１）この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は次のとおり取扱うことができるものとします。

① この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。

② 上記①により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。

（２）前記（１）によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

18.（譲渡、質入れの禁止）

（１）この預金、預金契約上の地位その他のこの取引にかかる一切の権利およびこの通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

（２）当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

19.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

（１）定期預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして相殺することができます。なお、この預金が前記７.（１）により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。

（２）前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出印により記名押印してこの通帳とともに提出してください。ただし、相殺により貸越金が新極度額を超えることとなるときは、新極度額を超える金額を優先して貸越金に充当することとします。

② 上記①の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

③ 上記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保･保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（３）前記（１）により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① 定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとし、利率は約定利率を摘要するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについても当金庫の定めによるものとします。

（４）前記（１）により相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

（５）前記（１）により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

20.（規定の変更）

（１）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

（２）前記（１）の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上